

医療的ケア児の保育所への受入れ支援について

1 平成31年度当初予算における医療的ケア児の支援

(1) 一部新 医療的ケア児に対する支援の充実 1,601万円

ア 一部新 民間保育所健康管理体制強化事業費補助【一部】 789万円

医療的ケア児を保育するため、保育所等による看護師などの雇用を支援する市町村に対して補助する。

【対象】 保育所・幼保連携型認定こども園（政令・中核市を除く）

【補助単価】 329,000円/月 【負担割合】 県 1/2、市町村 1/2

イ 医療的ケア児保育支援モデル事業費補助 811万円

医療的ケア児を保育するため、国の補助制度を活用し、看護師などを雇用する市町村に対して補助する。

2 医療的ケア児への補助について

項目	【新規】県単独事業	【既存】国庫補助事業
事業名	民間保育所健康管理体制強化事業	医療的ケア児保育支援モデル事業
H31当初 予算額	<u>7,896千円</u> （県負担分を計上） （3,948千円×4カ所×1/2）	8,118千円（国・県負担分を計上） （10,824千円×3/4）
補助予定	4カ所	2カ所
施設	保育所・認定こども園・家庭的保育事業・小規模保育事業・事業所内保育所（公立含む）	同左
児童 ※	<u>1・2・3号認定児</u> （子ども・子育て支援法第1項）	2・3号認定児に限る
職種	看護師・准看護師・保健師・助産師	同左
	<u>認定特定行為業務従事者（保育士・救急救命士含む）</u>	認定特定行為業務従事者である保育士
経費	看護師等又は認定特定行為業務従事者の人件費	<ul style="list-style-type: none"> ・同左 ・認定特定行為業務従事者研修費 ・上記のための代替職員経費 ・看護師等を補助する保育士経費 ・その他受入れに資する事業
補助単価	<u>3,948千円</u> （1保育所あたり年額）	基本分 7,450千円 加算分 2,040千円（支援者配置） 540千円（ガイドライン作成） （1自治体あたり年額）
補助率	県 1/2・市町村 1/2	国 1/2・県 1/4・市町村 1/4
雇用関係	<u>雇用形態は問わない（保育所で雇用、派遣を受けた看護師も可）</u>	市町村で雇用又は医療機関等で雇用した看護師等を派遣
その他補助条件	<u>なし</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・医師・看護師、自治体職員による検討会議の設置 ・医療機関と連携した支援計画の作成 ・緊急時対応の文書作成 ・医ケア児の保育ニーズの把握・情報提供のあり方を検討

- ※児童 1号認定児→3～5歳の教育を必要とする児童（幼稚園・認定こども園）
 2号認定児→3～5歳の保育を必要とする児童（保育所・認定こども園）
 3号認定児→0～2歳の保育を必要とする児童（保育所・家庭的保育事業等）